

資料一

平成17年度知床国立公園利用適正化検討会議(第2回)

議事概要

平成17年8月3日 15:00~17:00

斜里町産業会館 2階会議室

1. あいさつ 環境省東北海道地区自然保護事務所長

2. 議事

(座長) 議事進行の前に、事務局より世界自然遺産登録の経過概略を報告。

◆事務局説明

本年7月10日から南アフリカで開かれていた世界遺産委員会で、知床の世界自然遺産が14日に議論され決定した。正式な決定は17日。14日の審査では、IUCNの保護部長から知床の概要を紹介。その中で海域と陸域とが一体となって保全されている点、流氷がもたらすプランクトンによる食物連鎖、生物のつながりなどが強調された。さらに生態系としても貴重な植物相、動物相、固有種が認められるという点から他の同緯度、地理区分との比較でも顕著な普遍的価値が認められると紹介された。地元漁業者の自主的規制が非常に有効に機能している点、海域保護について推薦区域が沖合1キロだったのが3キロに拡張されたのが高く評価された。海域管理を早期に確定することが求められる。陸域はツーリズム、観光利用の管理、シカの個体数管理をさらに進めていく必要があると指摘されている。その説明後、IUCNとしては基準の2と4に該当する(資料参照)生態系と生物多様性。この2つの観点から世界自然遺産としての資質があると判断した。日本政府ではそれ以外にも優れた景観としても推薦していたが、高い価値は認められるが世界的というよりも地域的に留まるとされた。他の3カ国からの発言もあったが、どの国からも登録を強く支持するという発言で、会場からの拍手を受け、登録という流れになった。最終的に決議された内容(資料参照)は、知床を2つの基準に基づき、世界自然遺産に登録するということ。また登録した上で日本政府に次のことを要求するということで勧告事項(資料参照)が出された。特に観光客の管理などについてもしっかりとしていくという勧告があった。(IUCNの回答文書抜粋参照。)委員会での審査に向けて日本と世界遺産センター、IUCNと数度にわたり調整を行ってきた中で、昨年11月に日本から回答した中身の一部を抜粋している。利用の適正化については2005年を目処に利用ルール、基本計画を作成するという約束をしており、それに向けて本会議でも議論をいただきたい。

(1)「知床半島中央部地区利用適正化基本計画」(修正案)について

◆事務局説明

【質疑応答】

(座長) まず4の基本方針まで。P3からP8までご意見、ご質問あれば。

(根釧東部森林管理署)P7: 基本方針の自動車利用について、後半にも出てくるが「自動車利用適正化対策について、既に実施されている地区～」というところだが、「その他地

- (根釧東部森林管理署)「検討を行う」という表現と、「検討する」という表現と、「検討を進める」という表現があるが、
- (事務局) 表現の統一がなされていない部分もある。確認する。私としては「進める」は、他2つと違い含みがある場合に使っている。
- (座長) P9からP14までについてどうか。
- (知床森林センター) エリア区分の中で、ポンホロ沼周辺が自然環境教育林となっているので、個別に入れていただければということを提示していたが。エリア分けの中で個別整理をしてほしい。
- (事務局) 一覧表の記載について検討する。
- (中易委員) i) P11: 利用タイプの分類について。適正化基本計画の中に盛り込まれていると理解していいか？
ii) P18(羅臼集団施設地区)と 19(熊越の滝)の備考欄が一緒になっているのはおかしくないか。
iii) 24(ルサ野営場計画地)と 25(河口部)は利用ルールを検討するとなつては、河口部だけを取り上げて新たにルールを作ると理解してもいいか？
- (事務局) i) そういうこと。
ii) 現状や理想のタイプが違うのに、備考で方向性が一緒というのはおかしいという意味で理解した。もう少し丁寧に修正する。
iii) 25(河口部)はサケマス釣りのルールやマナーを考えるということで書いた。
- (小林委員) i) P10: 利用タイプの分類について。法的な規制を踏まえて保全の程度を定め、それに基づいて利用のタイプを規定するという考え方であれば、ここに「自然環境保全を前提として利用タイプを規定する」と記述する必要がある。根本的な考え方である。
ii) P10: 28行目「また、各エリア毎に～」が、P30の記述と合っていない。自然条件・立地条件だけでなく、公園計画や現状を踏まえて決定しているので、この文章だけだと大元の利用タイプの設定というものが分からない。資料と本文を合わせてはどうか。
iii) 立地条件というものの意味が分からぬので、ただし書きを入れてほしい。
- (事務局) ご指摘は理解した。表現の問題がある。立地条件の話は、P28、P29のそれぞれの要因を細かく書くことで対応する。
- (小林委員) P11: 13(カムイワッカ)と 14(車道沿線)について。14(車道沿線)が口で、13(カムイワッカ)がイというのが理解できない。車道沿線は「抑制をする」と書いてある。それならばカムイワッカは車道が唯一のアクセス方法であり、カムイワッカの状態も同じになることはあり得ない。
- (事務局) 14(車道沿線)の口は、車を使ってアクセスする人、つまり自動車利用をどう扱うかについて言及している。カムイワッカは入り口まで来た人を対象に考えて、滝まで行く人をさらに人数制限する必要があるのかということ。そこは人数制限ではなく、ルールを守って滝の入り口から滝まで歩いていくという書き分け。
- (森林管理局) 理想のタイプの考え方について、基準や指標というか何を理想のタイプと考えているのか。何を基準にしているのか。

隣接している地域ではスノーモビル利用もあるようなので、その点を明らかにしておいた方が良いと考え具体的に記載した。

(網走土木現業所) 冬季の公園利用を検討するという趣旨だと思うが、それには道路だけでなく道路から外れる利用もあり、基本計画案に特出して道路管理者と書かれると緊張する。「道路管理者の意向を確認しつつ」はなくて良いと思う。

(座長) 削除して良いのではないか?

(斜里町環境審議会) P15: 登山道(公園計画歩道)の利用、3行目「なお、～」について。これと一番下の「登山道の付け替え」の整合性が分からぬ。「なお」は削除する方が分かりやすいのではないか。

(斜里町) あえて入れておかないと、登山道整備はきりがない可能性がある。登山者のレベルを低く設定して整備すると手すりまで必要になるので、歯止めが必要ということで残しておきたい。下との整合性では、事故などとは区別して良い。

(斜里町環境審議会) 残すなら、言葉を変えて分かりやすくしてほしい。

(森委員) 羅臼湖の入口駐車場の議論について。羅臼湖の入口駐車場については、路側帯の確保、待避所兼用駐車場という意見があったが、そういうものを作る以前に入園者の規制をすべきか否かを議論すべきではないか。羅臼湖の魅力を考えれば、ここを利用者は爆発的に増える可能性がある。五湖の50万人に匹敵するかもしれない。作業部会などで真っ先に検討してほしい。

(座長) 羅臼湖についてはガイド付きツアーなどでまとめていくという形なら解決すると思う。そこで路側帯などをどうするかというのは、そこにつながってくると思う。そこを含めて検討するということでどうか。

(羅臼町) 安全対策をぜひ入れてほしいということと、シャトルバスの駐車・停車帯について検討に入っているなら、文字で具体的に入れてほしい。羅臼湖の利用についての検討は遅すぎるくらい。

また以前も言ったが、路線バスが現在走っている。現実的にはそれをもう1便増やしていくだけ往復が可能なので、検討してほしい。

(新庄委員) P23 の羅臼湖の記述について。羅臼湖をどう管理していくかという指針がはっきりしていないし、利用形態もはっきりしていない。交通事情の問題もここに盛り込むのかということが分かってきたので、原案を作つて叩き台を上げた方が良いのではないか。

(知床斜里町観光協会) P21: ②知床五湖歩道「基本的方向性」について。「口」なっているが、五湖利用の協議会の中ではまだ煮詰まっていない。事業者にしてみれば、現在の形での存続も考えてほしい。方向付けとして利用抑制になっていくことには現場としては抵抗がある。表現の仕方の問題もあるだろうし、協議会の方で地元を含めて検討もしているが、相対量を抑制と方向付けられると厳しいものがある。

(座長) これから先、増加の一途を辿るということで考えているので、それを見越すと抑制していかなくてはならないのではないかと、とらえている。

(事務局) 五湖の利用課題について。従来からの地域の方々の協力を得ながら話をしてきた。その中で問題点としては利用の集中などがある。その中で五湖の歩道についても利用の仕方をこれから地域の方々とも一緒に上手く利用できるようにし